

令和3年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会 議事録

日時：令和4年2月21日（月） 午前9時30分から午前11時30分まで

場所：大阪赤十字会館 301会議室

出席委員：

大崎 年史	社会福祉法人四幸舎和会 障がい者支援施設くりのみ園 統括施設長
叶井 泰幸	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 地域福祉部長
金井 陽子	大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課 雇用環境改善・均等推進指導官
小山 操子	弁護士
島村 博之	島本町 健康福祉部 福祉推進課長
高橋 実加	松原市 福祉部 障害福祉課長
多田 修	株式会社マルモット 代表取締役
◎津田 耕一	学校法人玉手山学園 関西福祉科学大学 教授
寺田 一男	一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会 会長
濱口 和久	大阪府小学校長会 研修部 副部長
原田 徹	社会福祉士
東野 弓子	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 理事
山本 美世子	公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会 理事
横田 寛功	大阪府警察本部 生活安全部 生活安全総務課 人身安全対策室 情報担当補佐課長補佐

◎ 部会長

○事務局

会議の開会に先立ち、事務局を代表しまして、大阪府障がい福祉企画課課長よりご挨拶申し上げます。

○事務局

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。日頃より本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき、この場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。また、委員の皆様方には、お忙しい中また新型コロナウイルスの状況がなかなか改善しない中ご出席いただきましてありがとうございます。

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されまして、9年が経ちました。本府におきましても、市町村、各関係機関の皆様と連携し、虐待防止の体制整備、広報啓発活動に取り組んできたところでございます。法施行後の大阪府内における虐待の対応状況につきましては、養護者による虐待、施設従事者等による虐待の通報件数、認定件数ともに全国最多レベルの状況が続いております。通報件数が多いことにつきましては、府民の皆様意識の高さの表れであり、また、認定件数につきましても、各関係機関が連携して対応した結果、増加傾向にあると考えております。

しかし、多くの虐待が発生しているという事実は重く受け止めまして、今後一層の虐待対応力向上と虐待事案の未然防止に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。そのためには、障がい理解の促進ということも同時並行で進めることが重要でございます。本日は、大阪府の取組みの一例といたしまして、皆様のお手元に資料として1枚配布させていただきました「大阪ふれあいキャンペーンSNSについて」をご覧くださいのですが、コロナ禍におけます新たな情報発信の手法といたしまして、令和3年9月から障がいに関する理解を深めていただくためのインスタグラム、それからT w i t t e r というものを開設しております。本日出席の皆様にもぜひフォローいただき、そして皆様の職場におきましても、ぜひPRしていただけるとありがたいというふうに存じております。

また、あわせまして、「Web版共に生きる障がい者展の開催」についてご案内もさせていただきます。障がい者差別に関するパネルディスカッションなどが動画でご覧いただけますので、こちらもぜひアクセスをお願いしたいというふうに考えております。少し宣伝が長くなってしまいましたけれども、本日は、大阪府におけます虐待防止ネットワークの整備を推進するため、ぜひとも忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

○事務局

本日は14名の委員にご出席いただいております。当部会運営要綱の第5条第2項の規定により、出席委員が過半数に達しており会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

委員の皆様につきましては、後ほど各関係機関の取組み状況等についてご報告いただきますが、お名前ご所属等は資料にあります名簿、配席図においてご確認ください。

本日は、市町村における障がい者虐待防止の取組みをご報告いただく、和泉市、高槻市のご担当者様と、オブザーバーとして、その他市町村の皆様にお越しいただいております。それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。次第、大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会運営要綱、委員名簿、配席図、資料1、資料2、資料3、参考1、参考2、そして「Web版ともいき」、「大阪ふれあいキャンペーンSNSについて」の1枚もの。大阪府社会福祉協議会からは、提供いただきました資料2種、最後に、高槻市の啓発カードです。

当部会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としましては、別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応」に基づき対応いたします。それでは、障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき、本部会を運営してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本部会につきましては会議の趣旨を踏まえ、会議の公開に関する指針の趣旨に基づき、公開で実施することといたします。本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、委員の皆様でプライバシーに関わるご発言をされる場合には、事前に事務局へお申し出くださいますようお願い申し上げます。

続いて、本日の各議題の所要時間をあらかじめお伝えさせていただきます。議題1「大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」のうち、大阪府の取組みまでについては、委員からの意見等を含めて9時50分までとします。続いて、議題1のうち2市の取組みについては、各報告および委員の意見等を含めてそれぞれ20分ずつ。合計で40分、10時30分までといたします。議題2「各関係機関の取組み状況等について」は11時15分までの時間を許す限りとし、それ以降の延長を行わないことをご報告いたします。それでは、ここからの進行は部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長

はい。それでは皆さん改めましておはようございます。本日よりよろしくお願いをいたします。途中、10時半から10時40分まで10分間休憩を挟んでの11時15分までということになっております。このような状況下でございますので、ぜひご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それではお手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。本部会は障害者虐待防止法第39条に基づき、関係機関との連携協力体制を整備するために設置されています。また本日の部会でいただいたご意見等につきましては、各機関における活動や施策の推進に活用いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題1の「大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」から始めていきたいと思います。まず大阪府の取組みについてということで、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

はい。大阪府障がい福祉企画課権利擁護グループです。資料1についてご説明いたします。まず、当部会におきます大阪府の取組み報告につきまして、一昨年度までは最新の公表データを基にした報告の後に説明しておりました。昨年度同様、今年度はまだ、厚生労働省において全国版が公表されていませんことから、府のデータにつきましても、公表後速やかに委員の皆様へ情報提供させていただくことといたします。当部会では昨年度の公表資料とそれをグラフ化したものを、参考資料としてお配りさせていただいております。今回の部会は、コロナ禍により限られた時間での開催となりますことから、事前に委員の皆様と資料は共有させていただいておりますので、この資料1については概要のみご説明いたします。

まず1枚目と2枚目のスライド、右下のところの数字になります。1枚目につきましては、令和3年度の大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組みをまとめております。大項目といたしまして、1、市町村の虐待対応力の向上、2、障がい福祉サービス事業所の虐待防止、3、関係機関との連携、4、虐待防止に係る広報啓発と、課題認識しております4つのテーマに分けております。

その後のスライドの3から9までは個別事業の説明になります。スライドの3、4につきましては障がい者虐待防止・権利擁護研修についての令和3年度実績で、スライド3は市町村職員向け、スライド4は事業所向けの研修実績をまとめております。

スライド5では、研修における新たな取組みの概要と今後の課題についてまとめております。今後とも定期的に研修プログラムやテーマの見直しを行います。また、令和4年度から障がい福祉サービス事業所内での虐待防止委員会設置や研修実施が義務化されることから、府主催の研修においても対応が求められているところでございます。また厚生労働省からの間接的防止措置が求められる施設への受講対象者拡大要請を考慮いたしまして、実施計画等を検討してまいります。

スライド6、専門性強化事業についてです。市町村が対応に悩む事案について、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会の両会による専門職チームを派遣いたしまして、助言する事業を、実施しております。引き続き市町村だけで悩まずお気軽に相談いただきたいと思いますと考えております。

スライド7は障がい者虐待対応市町村検討会についてです。これまで市町村職員等が自主的に研修を実施するためのテキスト作成などを行ってまいりましたが、市町村間での情報共有などを望む声もありましたので、意見交換の場作りを継続してまいりたいと考えております。

スライド8は、施設従事者等による虐待への対応についてです。実務フローとしまして、市町村虐待防止センターは虐待と判断した事案を指定権者へ報告します。その後報告を受けた指定権者が実地指導等により調査の上、状況に応じて行政処分を行うと、適切に権限行使をすることになります。全ての虐待事案が行政処分の対象となるのではなく、総合的に判断し処分の要否を決定します。次に、東京都と大阪府および全国の状況についての表ですが、それぞれの事業所数に占める虐待件数から虐待発生率を算出したものです。全国の虐待件数は、制度開始以来、初めて減少しましたが、大阪府は引き続き増加傾向であり、全国の減少理由については不明となっております。

スライド9につきましては使用者虐待の対応スキームについてです。厚生労働省のスキームと異なり、大阪方式では、市町村、大阪府、大阪労働局が連携して事実確認や調査を行い、その上で、大阪労働局において、関係法令に基づく指導等が行われるようにしております。なお今年度は政令・中核市も参加した拡大版実務者連絡会議も実施いたしました。

続きまして、スライド10です。大阪府は市町村における虐待対応力の向上への支援と、虐待防止ネットワークの構築、活用への支援を課題として認識しております。当部会での取組みを通じて、重大な障がい者虐待ゼロの実現に向けてオール大阪で取組みを進めてまいりたいと考えております。

最後のスライドになります。当部会では、大阪府の虐待防止施策に関して、委員の皆様より様々な意見をいただき協議してまいりました。その意見を集約し、抜粋してまとめたものがこちらのスライドです。既に施策として施行済みのもも掲載しておりますが、今年10月に法施行後10年の節目を迎えますので、この機会にこれまでの当部会でのご意見を皆様と共有いたします。今後とも引き続き、大阪府の障がい虐待防止に関する施策推進にご協力をお願いいたします。以上資料1の説明といたします。

○部会長

はい。ありがとうございました。事務局の方からご案内ありましたように、ここまでの内容につきましては事前に事務局の方から各委員の皆様にご説明を申し上げて、ご意見等を伺っているということをお聞きしております。本当にお疲れ様でございました。

それでは、それを踏まえて、この場で全体共有しておきたいというご意見もおありかと思っておりますので、ただいまの説明に関しましてご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい、委員、どうぞお願いいたします。

○委員

はい、よろしく申し上げます。私の方は事前説明のときに、趣旨はいろいろとご質問させていただいています。今日示されているデータを含めて質問よろしいですか。資料を挙げていると思うんですけども、私は知的の入所施設を核に、生活介護の事業所であるとかグループホームを運営している施設長なんですけども、府の方の資料ではどうしても、もうちょっと踏み込んだデータが欲しいなと思っているところがあって、言わせていただきます。

昨年6月に私ども生活介護の事業所を立ち上げて、人を採用しないといけないんですけども、人材確保については障がいに限らず、非常に苦戦しているような状況で50代・60代の人を、やっぱり採用しないといけないような、そんな状況にあるんです。今日お手元にある参考資料の2の、16ページから17ページに表35、37があるんですけども、50代・60代の人もしっかり虐待行為としてデータにあがってきている。その場合、勤続年数、やはりこれが一番必要だと思うんですけども、やはりどれだけ勤続年数があるのかというようなことも踏まえて、データにあげてもらいたいなというように思っているのが一つ。

それと、障がい福祉サービス事業所で、虐待が発生した場合、それが営利法人なのか、放課後等デイサービスなどは株式会社が多いですし、グループホームは株式会社が多いですから。我々のような社会福祉法人の非営利法人か、株式会社等の営利法人なのかというのもしっかりデータにあげてもらいたいなと思っていて。これから可能であれば、国の調査に加えて、大阪府の方と市町村が検討いただいてちょっとアレンジして、データを積み上げていくような、そんな方向に持って行ってもらいたいなと思っています。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。細かなデータがあった方が、いろいろ分析対応がしやすいというご意見だったかと思いますが、大阪府の方で、今のご意見に対しまして何かコメント等ございますか。

○事務局

はい、生活基盤推進課です。今ご意見頂戴いたしました2点、虐待者の勤続年数であるとか、あるいは営利・非営利の別ということでございますが、この場ですぐ即答ということとはできないのんですけども、データの出し方につきましては、またこちらの方でも考えさせていただきますと思います。

ちなみに営利・非営利の関係でございますけども、令和元年度の施設従事者虐待が76件ございました。その中のだいたい約半数が営利。ということで、営利・非営利だいたい同数ということでございます。以上でございます。

○部会長

はい。ありがとうございます。こういった細かなデータがある方が確かにいいかなと私も個人的に思いますのでまたぜひご検討いただいて。あと営利・非営利、どれぐらいの事業所数があるのかということも含めて見ていった方が、元々の存在数から割り出していないと、なかなか難しい部分もあるので。そこも含めて何か対応できるのであれば、また次回以降で資料を出していただければありがたいかなと思っています。

はい。ありがとうございました。はい。よろしいでしょうか。

では。続きまして、各市町村の取組みということで、今日、和泉市と高槻市からご報告をいただけるということになっておりますので、まず和泉市からご報告をよろしく願いをいたします。

○和泉市

はい、和泉市障がい福祉課です。どうぞよろしくお願いいたします。まず、このような場を設けていただきました部会委員の皆様、事務局である大阪府の皆様、どうもありがとうございます。今回、私共から資料2「和泉市における障がい者地域自立支援協議会等に関する取組みについて」と題しましてご報告申し上げます。

まず資料2の1ページ目、和泉市の概要、人員体制について、障がい者基幹相談支援センター等については資料の通りでございますので、割愛させていただきますが、私共の障がい者支援系では手帳に関すること、サービス、補装具等の給付、各種協議会、部会、通訳派遣等の情報保障等について、あるいは虐待防止、差別解消、成年後見制度こういった多岐にわたる業務を推進しております。また協議会・部会に関しましては基幹相談支援センターにも一部委託して体制整備について進めているところでございます。

続いて2枚目のところでございます。障がい者虐待防止対応の体制につきましては、私を中心にサービスの担当者とともに、また障がい者虐待防止センターを委託しております基幹相談支援センターと連携を図りながら各種関係機関、関係事業所とともに対応しているところでございます。虐待の件数につきましては、ここに掲載の通りでございます。

続いて和泉市障がい者地域自立支援協議会について、経過等も含めて記載させていただいているところでございますけれども、和泉市における自立支援協議会については、条例に基づく設置としております。

私自身がこの障がい福祉課に配属されたのが平成29年度なんですけれども、それまでなかなかこの自立支援協議会、あるいは部会において活発な協議ができてなかったというような課題がございました。第5期障がい福祉計画の策定にあたり、障がい者に対する支援体制の強化、また国が示す基本指針における成果目標を達成するため、協議会の改編に取り組むというように至りました。

私が配属されたときに与えられたミッションが、まずは業務全般の適正な推進ということと、この障がい福祉計画の策定ということと、話は逸れますけれども手話言語条例の制

定、あるいは、今回ご報告の自立支援協議会の活性化、こういったミッションが与えられました。そういった中で、協議会の改編に取り組んできたわけですが、平成29年、30年度に協議会の下部組織として、相談支援部会、就労支援部会、地域移行部会、地域生活支援拠点部会を設置いたしました。配布されている自立支援協議会の組織体制図のところにも記載の通りでございます。また、事務局会議、定例会議などの機能を持つ場として、障がい者地域自立支援協議会推進会議というものを設置いたしまして、こういった取り組みを経て、第5期障がい福祉計画期間中には、部会の設置等の協議の場、そういった基盤は整備できたというふうに考えております。

ただ一方で、各種部会の設置は進められたわけですが、その部会においては各テーマに沿った内容に取り組むということになりますので、なかなかその部会以外の部会で取り組む様々な課題にはなかなか対応できないというような問題もございました。そういった中で、いろいろな事業所との意見交換を経て、幅広く課題の解消に向けて取り組むような、そういった場の設置が必要ではないかというようなことを意見交換いたしまして、今回のこのプロジェクトチーム、支援の質向上・ICT活用プロジェクトチームの設置に至りました。

プロジェクトチームの取り組みの目的としましては、支援の質の向上に関する取り組みを進めることで、質の高い日々の支援に繋げる、また、ICTの活用による業務効率化を図ることで、より日々の支援の質の向上に集中することを目的としてプロジェクトチームを進めてまいりました。

このプロジェクトチームの取り組みの経過ですが、資料2の3枚目でございます。経過についてはもうここに記載の通りです。決め打ちでのテーマではなくて、参画いただきました事業者からどういった問題点があるのか、どういった取り組みが必要なのかということ、KJ法等を用いていろんな意見を出し合って取り組みを進めていこうとしているものでございます。

本格的な取り組みにつきましては、今現在まだその課題の整理であるとか、取り組みのいろんなアイデア出し、その整理を行っているところでございますので、実際の本格的な取り組み開始ということは次年度、令和4年度からの取り組みになる予定でございます。

また、いろんな意見を出し合っているということですが、プロジェクトチームにて協議している内容はこの障がい福祉サービスの利用支援から始まって、地域自立支援協議会というようなテーマ、いろんな内容が出ております。個々詳細紹介していれば、時間がかかりますので、テーマのご報告にとどめさせていただきます。

資料の2の4枚目でございますけれども、参画いただいている事業者については、個別に声掛けしつつも和泉市のホームページで参画いただく事業者を公募いたしまして参画いただいているところでございます。

最後に、このプロジェクトチームのまとめとしまして、今回、障がい者虐待防止推進部会ということでございますけれども、障がい者虐待防止においてはケースワーク技術であ

るとか、関係機関との連携の体制、虐待防止の視点、早期発見する通報に係る周知啓発が重要であるというように考えております。

けれども一方で、これらをより効果的に取組むためには、日頃の関係事業者等との連携体制の構築、あるいは関係事業者等の職員の育成、いわゆる人材育成であるとか、その前段での人材確保、支援スキルの向上、地域含めた幅広い多機関協働、効率的な情報共有等の仕組みなど、様々な角度からのアプローチが重要であるというふうに考えております。このプロジェクトチームの取組みを進めることで、全体的な支援の底上げ、ネットワークの構築を図ることができ、障がい者虐待の防止に繋がるものと期待し、このプロジェクトチームの取組みを今後もより一層進めてまいりたいというように考えております。

あと、資料には記載しておりませんが、このプロジェクトチームに参画いただいている事業者の皆さんと話をしてるんですけども、これは単に虐待防止であるとか権利擁護に繋がるものだけではなくて、障がい者全般の支援体制整備に繋がるということと、また、この取組み自体が地域福祉であるとか、いろいろな幅広の意見というところも繋がっております。これは障がい福祉ということを入り口としたいいわゆる重層的支援体制整備事業を含めた「我が事・丸ごと」の体制整備に繋がってくるというふうに考えております。こういったところの体制整備を実現しようとするものがこのプロジェクトチームであるというように考えております。ご清聴ありがとうございます。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。それでは、ただいまの和泉市からのご報告に関しまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい、お願いいたします。

○委員

ご報告どうもありがとうございました。大阪社会福祉士会です。和泉市は支援費制度が始まる前から、事業者と連携しながらいろいろな仕組みを作ってきたということをよく聞いていて、上手くその基盤をずっと積み重ねて作ってきていると、お話はずっと事業者からも聞いています。今回の取組みの中で、質の向上ということを目的に挙げてあるのですが、その質の評価というものをどう図っていくとか、その辺は話し合われたりされているのでしょうか。

○和泉市

はい、ご意見ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、今現在どんな取組みを行っていかうかということについてまだ意見交換、整理を行っている最中でございます。

ですので、今後具体的にどういう取組みを行っていくのか、その取組みを行ったことの結果・評価ということについても今後の意見交換、話し合いの中で決めていくというよう

に考えています。

○委員

ありがとうございます。研修に参加される事業者・職員は結構いるんですけども、結局それがちゃんと現場に浸透しているのかどうかというのが、なかなか評価できない状態が続いているのかなとも思います。だからやっぱりその評価も含めて検討の方を進めていただけたら嬉しいなと思います。ありがとうございました。

○部会長

はい。ありがとうございました。あといかがでしょうか。はい。では、委員。

○委員

島本町です。本当に参考になるお話ありがとうございます。島本町でも自立支援協議会を中心に、こういった体制作りをとということですけど、どうしても職員の体制が少ない中でやっていかないといけないというところ。和泉市の取組みで本当に事業者の主体性を最大限に引き出して、取組みを進めるというのは大変参考になります。差し支えなければ事業者からの具体的にこういうところが課題であるなどの意見とか、あと事務局がこの各プロジェクトたくさんあるんですけど、どういった関わりをしているのか、がつつり中に入ってサポートしているのか、もうほとんどその事業者にお任せして、そこで上がってきたことを吸い上げて、その後、行動、取組みをして評価していくのかということをお教えいただければ。

あとICTの活用は本当に課題だと思うんですけど、今ICTプロジェクトの中で、どういった支援が一番効果的かという意見がもし出ていけば、その点も教えていただければなと思います。

○和泉市

はい。ご意見、ご質問ありがとうございます。まず、こういった取組みに至った経緯であるとか、プロジェクトチームをどのようなスタンスで進めているのか、あるいはどういった意見が出ているのかということについてですけども、まず余談から入りますと、そんなにガッツリと意見交換、事業者との話し合いというような場を持ってこのプロジェクトチームを立ち上げに至ったというよりは、事業者との日ごろの関係性の中でよく雑談というか、そういった話し合い、雑談の中で「こんなあったらいいよね」という話を集約して、「ではこういうプロジェクトチームの設置に向けて動こうよ」と、行政主体、主導ではなくて、事業者の方からの発信の元、この取組みに至ったというようなところでございます。

参画いただいている事業者につきましては主体性、積極性が非常に現れています。た

だ、どういうふうにこの意見であるとか、取組みをまとめていこうということにつきましては、市であるとか基幹相談支援センターがいわゆる黒子役に徹して、取組み、話を進めているところでございます。KJ法で言えば、いわゆるコーディネート役を務めましたし、課題の整理、方向性の整理ということについてもコーディネート役、市からこういうふうにしたらいいのではないかということではなく、その意見を引き出すような役割を持って今現在取組みを進めているところです。

実際に、これはまだ次年度の予定ではありますが、取組みの整理が終わりましたら、チーム編成を行う予定でございます。そのチーム編成においても、市であるとか基幹相談支援センターが、チームの主体になるのではなくて、事業者にチームリーダーになっていただく予定というふうに考えております。そのチームリーダー、チームのサポート役というのが、市・基幹相談支援センターであるというように考えています。

実はこちらもどう整理しようかというぐらいかなり意見が出ておりますので、例えば、事業所探しというようなところについても、今現在どこの計画相談支援の方でも、おそらくいろんな事業者に今空いているかどうかについて電話をしまくるであるとか、そういった状況があるかと思えます。そういったところを、いろんなウェブサイト、こういったプラットフォームを通じて即座にそのレスポンスがいただけるようなしなやかなどを作れないか、こういった意見などが上がっています。

ただ、あくまでプロジェクトチームにおいて、ICTの活用がメインではなくて、あくまで支援の質の向上がメインであり、ただ、それらを効果的に効率的に進める手法として、ICTをいかに活用できるのか、こういった考えのもと、今現在意見交換、話し合いを進めているところでございます。以上です。

○部会長

よろしいでしょうか。はい、その他いかがでしょうか。はい。委員お願いいたします。

○委員

大阪手をつなぐ育成会です。当事者団体で私も親の立場で発言させていただきます。今の取組みについてすごく熱心に自立支援協議会の部会の編成をしてくださるところがとてもいいなと思っております。

自立支援協議会ができたときには私達親はどんなに暮らしが向上するのかなと、私達の暮らしに協議の場所ができたとても喜んだのです。

しかし、なかなか暮らしに関わるような部会編成をやっていただくことが難しい様子で、報告・報告というような会議、協議会が市町村では行われていると大阪府の育成会では聞いております。

このように熱心に取り組んでくださるところに事業者が主体としてこのプロジェクトが進んでいくと、当事者の困りごとは置き去りにならないのかなという不安を少し持ったと

いう次第です。私達は、コロナになってから本当に事業者が簡単に「在宅支援お願いします」と親に電話をかけてくださるのですけれども、わけのわからない、マスクができない、手洗いがうまくできない、「家からあまり出ないでください」というような状況がわかりにくい知的障がいの重い人たちが、簡単に家族の中に家に閉じこまらなければならない状況がここ2年継続しているのです。そのあたりで、事業者の困り事と当事者の困りごとが少し違うこともあるのではないかなというところで、どこの部会で当事者の困り事、声を聞くということができるとか教えていただければ嬉しいなと思って今発言させていただきました。どうぞよろしくお願いします。

○部会長

はい。ありがとうございます。和泉市の方で今のご意見についてお願いいたします。

○和泉市

はい、ご意見ありがとうございます。確かに今現在のプロジェクトチームの取組みにおいては、当事者の方のご参画はございません。

けれども、まず自立支援協議会の全体会には手をつなぐ親の会の代表の方始め、当事者団体の代表の方にご参画いただいております、このプロジェクトチームに関する取組みについても、この自立支援協議会、全体会の場でご報告等をいたしておりますので、その場でご意見頂戴するというようにしているのと、このプロジェクトチームではないんですけれども、地域生活支援拠点整備の部会、こちらにつきましては親の会、あるいは精神障がいの家族会の代表の方にご参画いただいております、その場で実際に現状等を踏まえて、議論・協議を行っているところでございます。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。当事者の方についても非常に大事ですので、いろいろなところで入っていただいているということですので、また引き続きよろしくご参画いたします。はい、よろしいでしょうか。はい。

○委員

和泉市の方、ご報告ありがとうございます。とても興味を持ってお聞きをしたのですが、やはり部会それぞれ課題・目的があって、それを検討されるだけではなかなか解決ができない。いろんな複合的な問題、連携をしなければ解決できないような問題について、このプロジェクトチームで検討しておられると、どういう仕組みにした方がいいかということを検討しておられるということだろうとお聞きをして興味を持った次第です。

プロジェクトチームで協議している内容、非常にたくさん多岐にわたっていて、これら

を今後どのような形で、チームを編成して検討されるというお話もあって、まだ具体的なことはこれからだと思うのですけれども、部会だけでは、なかなか解決ができないということから、横断的に解決をしていこうということを見ると、なかなかチーム編成をしてしまうと難しいのではないかと私自身は思っているのと、そうなるやはりコーディネーターを市がするとして、それぞれの事案に応じて、どのような主体団体がそこに参加をすべきか、そこに当事者も入れて話をすべきかというふうなことについてコーディネートできるような、そういう仕組みがあってもいいかなと思いました。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。和泉市の方で委員のご意見に対してございますでしょうか。

○和泉市

はい。ご意見ありがとうございます。確かに私共、私自身も悩んでいることとして、いかに事業者の主体性であるとか、その力を発揮させていくのか、ということが非常に重要かと考えております。

確かにチーム編成ということになると、一定の偏りも出てくるかもしれませんが、これも全ての問題点、課題について、全て同時期に取り組むということは正直難しいと考えておりますので、これについてもプロジェクトチームのメンバー全員で、何から優先順位をつけて取り組んでいくのか、こういったところを話し合っていくとともに、チーム編成を行うわけですが、チームごとの繋がり、チームごとでのそれぞれの進捗状況であるとか関連性もきちんと押さえられるような、チームリーダーを中心とした定例的な会議、こういったところを持つことの必要性があるというのは今事務局側で認識しているところです。

本当に事業者の方がかなり積極的にご発言等いただいているところですので、そういった事務局だけが汗をかくということはないのかなというふうに考えておりますけれども、次年度に向けての取組みのところでしっかりと、プロジェクトチームのメンバーの皆さんと話をしていきたいなと考えています。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。非常に良い取組みをされているということで多くの委員の皆さんからご意見いただきました。いきなり完全な形というのは難しいと思いますので、またいろんなご意見を踏まえてさらに良いものにしていただいて、できればその後どうなったとかご報告をぜひ皆さん期待していると思います。ありがとうございました。はい、それでは時間の関係もありますので、引き続きまして高槻市の方からご報告をよろしくお願いいたします。

○高槻市

はい。高槻市健康福祉部福祉事務所、福祉相談支援課です。高槻市における障がい者虐待防止の取組みについてご報告いたします。資料3をご覧ください。

初めにスライド1をご覧ください。こちらは高槻市の状況についてでございます。高槻市は平成15年に中核市へ移行し、令和2年度末で人口は35万819人、16万2676世帯となっております。下のグラフは障がい者の状況についてでございます。平成28年度と令和2年度を比較すると、障がい者の数は増加傾向にあり、特に精神障がい者の方は766人増加し、平成29年度以降、知的障がい者の数を上回るようになりました。令和2年度末では高槻市における障がい者は計2万400人となり人口の約5.8%を占めております。

次のページをご覧ください。次のページ上段スライド2でございます。高槻市障がい者虐待防止センターについてでございます。障害者虐待防止法が施行された平成24年10月に高槻市では、障がい福祉課内に設置をいたしました。現在は高齢者の相談支援、生活困窮者支援と障がい者支援が一つになった福祉相談支援課内において直営の高槻市障がい者基幹相談支援センターと合わせて設置をしております。職員は、私保健師を含めた社会福祉士等専門職と事務職から構成をされています。主な虐待関連の事業としまして、緊急一時保護の居室確保や専門職相談のほか、初期対応後、被虐待者や虐待者への支援として定期訪問、障がいの委託相談支援事業所が行う家庭訪問等、個別支援事業を実施しております。

次に下段スライド3をご覧ください。こちらは令和2年度の高槻市における障がい者虐待の通報件数と、認定件数についてでございます。通報相談件数は、養護者、施設従事者、使用者の合計で87件。うち、認定件数は16件となっております。特に養護者による虐待においては、ご夫婦のDV関連と、年度内に複数回警察から通報がある世帯がいくつもありこのような件数となっております。表の下段につきましては、養護者虐待事案のうち、虐待認定したものについてです。身体的虐待、心理的虐待が各5件。ネグレクト、性的虐待が各1件となっております。被虐待者の障がい種別は精神障がい者と知的障がい者となっております。また全員が女性となっております。

次のページをご覧ください。スライド4になります。ここからは高槻市における虐待防止の取組みについてご紹介いたします。高槻市では平成24年の障害者虐待防止法施行に合わせ、先ほどお伝えしました、障がい者虐待防止センターを設置するとともに、同時に、高槻市障がい者虐待防止連絡会議を設置いたしました。そして、平成28年の障害者差別解消法施行後、障がい者虐待防止・差別解消連絡会議として、虐待防止、差別解消の両方を取扱うようになりました。

下段のスライド5です。会議の参加メンバーは、行政だけでなく、医師会や警察、支援学校、民生委員、相談支援専門員などにご参加いただきまして、虐待に関する情報共有や意見交換を行ってまいりました。虐待防止・差別解消会議となった際に、障がい当事者団

体や事業者団体、人権擁護委員、商工会議所にもご参加いただきまして、虐待だけでなく、差別解消にも対応し、地域の問題として意見交換ができるような体制を整えました。

次のページをご覧ください。上段スライド6です。高槻市障がい者虐待防止・差別解消連絡会議につきましては、具体的な虐待事案や差別に関する相談等の情報共有、意見交換に参加メンバーそれぞれの立場からご意見をいただくとともに、多数の関係機関が集まることで、お互いに顔の見える関係により、ネットワークの構築を目指しております。また高槻市では、この障がい者虐待防止・差別解消連絡会議を自立支援協議会の一部とすることにより、自立支援協議会との情報共有、連携も図っているところです。虐待防止、差別解消については、障がい理解という点で深く関係しておりますし、虐待、差別の両方に関連する事案の発生も想定されることから、部会に分けるのではなく、同じ会議体の中で、虐待防止と差別解消の両方を議題として意見交換を行っております。

下段のスライド7をご覧ください。こちらは、この連絡会議によるネットワークを生かした取組みについて、一部ご紹介いたします。この連絡会議にある繋がりでは、虐待防止、差別解消に係るカードやチラシ等、啓発物を作成し、配布等について参加メンバーにご協力をいただきました。そのほかに、「たかつき〇まるしえ」という授産品販売の場で、障がい者虐待、差別解消に関する啓発ブースを設置し、市民への啓発を行いました。また、虐待事案等のケース対応につきましては、相談支援事業所との連携や警察との協力、また行政内部のDV相談窓口等との連携もこの連携会議等を通じた協力体制ができていると思っております。また連絡会議以外におきましても、高槻市と郵便局との包括連携協定を活用し、皆様に本日お配りいたしましたお手元にございます啓発カード、高槻市内の全郵便局にて配布をしていただくなど、様々な機会を捉え、障がい者虐待防止、差別解消に関する啓発を行ってございます。

次のページをご覧ください。スライド8です。虐待防止の取組みを進めるためには、個々の虐待事案に向き合う中で、虐待に至る背景としてやはり養護者や施設従事者等の虐待の認識不足が大きな要因であるとともに、障がい特性の理解が重要だと感じております。また啓発を行う上では、障害者虐待防止法、障害者差別解消法どちらにおいても法の理解だけでなく、基本的な障がい理解が重要だと考えております。そして周知啓発を行う上で、行政だけで難しいことや周知を行っていく場、手法の広がりを持てるよう、この連絡会議のネットワークにおいて、参加機関と一緒に取組めることはないか意見交換を進めていきたいと思っております。

最後です。連絡会議の場でいただいた多様な意見をもとに、今後も事業を展開するとともに、このネットワークを活用して、高槻市における障がい者虐待、障がい者差別に関する周知啓発、連携の強化に努めていきたいと考えております。高槻市からの報告は以上となります。ありがとうございました。

○部会長

はい。ありがとうございました。それではただいま高槻市からのご報告に関しましてご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい、委員お願いいたします。

○委員

失礼します。参加者メンバーのところ、支援学校というところが、どこの市町村も多分多いところではございますが、地域の小学校に今、多岐にわたる障がい種別の人たちが通っております。この障がい者虐待も医療と学校が特別扱いになっているんですけども、ここの地域の小学校のあたりでの、虐待事例、案件みたいなことを、地域の中で聞いたりしますので、この参加メンバーに地域の教育委員会、教育と福祉の連携っていうようなことが今大きく聞き及んでいる中で、支援学校だけなのか、地域の学校も踏まえて一緒に連携していけるのか、また検討いただけるのかお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○高槻市

はい。高槻市です。こちらの資料の方で足りていない部分があったのですが、参加メンバーとしまして支援学校以外に、行政の部門として教育委員会の方も参加をしております。その中で支援学校だけでなく、地域の学校の状況であったりだとか、教育委員会に対しても高槻市の取組みであったりだとか、そういった虐待の連携をとれるような形で動いているところでございます。以上でございます。

○部会長

ありがとうございました。はい、委員お願いいたします。

○委員

障がい理解については、どんな難しさがあるのか、どんな生きづらさを感じているのかを伝える必要があると思います。障がい者は「かわいそう」ではないんです。それは、「僕らの意識の低さなんだよ」ということを伝えていかないといけないと思います。

○部会長

はい。ありがとうございました。高槻市お願いいたします。

○高槻市

すいません、高槻市です。貴重なご意見ありがとうございます。確かに障がい理解というところで生きづらさの部分、その辺りを発信していこうということで、高槻市の自立支援協議会には当事者ワーキングがございまして、そこでは当事者のメンバーたちが、どういふに伝えていくかというところで実際冊子を作りました。

このコロナ禍で本当に困っていることであつたりだとか、それをそれぞれの障がい種別、知的障がい、精神障がい、身体障がい、皆さん抱えていらっしゃる困ったことの具体例を出して、作った冊子がございまして、一部の小学校であつたりだとか、図書館であつたりだとかそういったところを配っています。

本当にすぐわかりやすい具体的な内容で、おっしゃっていたその生きづらさ、そこをうまく私達行政だけでは表現できない部分を表現してくださっているところがあるので、そういった当事者の方々が作っていただいたものを、行政がいかに発信していくかというふうに思っておりますので、今後もそういったところを取組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○部会長

はい。ありがとうございました。あといかがでしょうか。はい、委員お願いいたします。

○委員

ありがとうございました。せつくなのでご質問を。この啓発カード、もっともう少し大きいパンフレットなんかを作成をしている市などもあると思うのですが、小さくコンパクトで、すぐにぱっとわかるっていいのかなというふうに思うのですが、これに対する何か反響とか、郵便局との包括連携協定に基づいてそこに置いてあるのだと思うのですが、それによる影響みたいなものが具体的に何かあったかを教えていただきたい。

あとは、もう一点、ネットワークを活用して一緒に何か取組めないかを検討してくださっているということですが、この点に関して私の意見をもし言うとしたら、虐待が起きてからの対応にこれらの機関が、事後的にサービスの提供なども含めて、いろいろご本人のフォローアップも含めてやることもあると思うのですが、まずは未然に防止をするということで、できるだけ小さい虐待の芽の段階でそれぞれの気がついたところを、もう虐待と言えないようなまでの段階で発見をして、市に繋げていただいて、その後市の方でのコーディネートで、その虐待を対応していかないといけないかを検討していただくのが良いのではないかと思っております。そういった意見も出たということも含めて今後検討いただければと思いました。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございます。高槻市お願いします。

○高槻市

高槻市です。ご意見ありがとうございます。カードの影響としましては、このカードを見たことがない方からはこういった福祉相談支援課で相談ができるってことを知って窓口に来られた方もいらっしゃるし、連絡先を知らないという方がたくさん多いということだったので目に触れるような形をとっているところです。

あと先ほど言っていましたそのネットワーク、起きてからのフォローであったり、未然の防止というところでは、本当にこの会議を持つことで虐待だけではないんですけど、差別解消の関係でも「これって差別に当たるのかなあ」という相談であったり、「虐待になりそうなご家庭があるんだけど」というご相談を受けたりというところがありますので、やっぱりこのネットワークの繋がりというのがすごく重要だなというふうに感じているところです。以上です。

○部会長

ありがとうございました。あとよろしいでしょうか。お忙しい中貴重なご報告いただきましてありがとうございました。それぞれ今日ご報告いただきまして非常に参考になった点があったのではないかなと思っております。

また各市・町、複数のところが来られていますので、何か参考になるなと思うものがあれば、ぜひまた取り入れていただければなと思います。もちろん地域特性とかいろんなものが、地域によって違いますので、それをそのままということではないかと思います。それぞれの市・町において活用できるものがあれば、ぜひ参考にさせていただければなというふうに思っております。

また、今日複数の市・町にお越しいただいていますけれども、自分たちのところの取組みは、このような場で発表できるような状況じゃないと思われた方もいらっしゃるかもしれませんが、むしろこういうことで困っているんだけどとか、こういうところまで出来ているんだけど、ぜひ委員の意見を聞きたいというようなことで、来年度、我が町で発表したいというところがあれば、ぜひ手を挙げていただいて、いろいろ情報共有していけたらなと思っておりますので、またよろしく願いをいたします。

本当に今日は2つの市からありがとうございました。改めてお礼申し上げたいと思います。それでは少し休憩をとりたいというふうに思います。10分後から再開をしたいと思います。この後は、それぞれ参加いただいている委員の皆様、関係機関からのいろんな情報提供ということで、情報共有していきたいと思いますので、またよろしく願いをいたします。

はい。それでは、お時間になりましたので再開したいと思います。それでは議題の2

「各関係機関の取組み状況等について」です。冒頭で申しましたように当部会は関係機関等の連携の場でございます。各委員の皆様は関係機関の代表としてご就任いただいておりますので、それぞれの立場における障がい者虐待防止の取組み状況等、あるいは課題について、お1人2分程度でご報告をお願いしたいと思います。

それでは、私の隣から順番に時計回りで進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。では委員、よろしくお願いいたします。

○委員

私は障がいの事業を運営している施設の担当の立場からお話させていただきます。昨年と同じことを言っているんですけども、今年4月から虐待防止委員会が設置義務化され、研修も必ずしなさいと、それと身体拘束のマニュアルもしっかりと整えなさいということになっています。私が各事業所に言いたいのは、虐待防止委員会を設置することだけに力を注がなくて、虐待の芽に気づいたら10分でも15分でもいいと思うんですけども、終業時間の手前とか、始業時間初めとかみんなと昨日こんなことがあったということを経験して、それを記録にして、それを積み上げていくということが大事だと思っているので、各市町村の担当者が来られているので、虐待防止委員会を設置しているのか、内容はどうかということを経験して、事業所の方に言って欲しくないなという思いが一点あります。

それと、令和2年度から、大阪府のモデル事業に私どもの法人が参画しています。このモデル事業というのは大阪府の重度知的障がい者地域生活支援体制整備モデル事業という、4月以降で3年目に入ります。うちの法人と、それとあと2法人が参画しています。これはどういう事業かということ、我々入所施設を運営していますから、本当に著しい行動障がいを持たれている方を支援させていただいています。この方々が地域生活できるようにはどのような支援が必要なのかということ、コンサルに来ていただいて、我々が将来的には、他の事業所にコンサルできるぐらいの力をつけるための、そういう事業になっています。

これで3年目に入るのでありますが、できるだけ行動障がいのある方の虐待が、この事業が広がることでなくなるように我々一生懸命参画をさせていただきたいと思っています。ただ、来年度の募集でまだ空きがあるみたいなので、各市町村の方々も府のホームページを見ていただいて、このモデル事業があるということ、市町村にこのような入所施設があるなら、参加を促すなど、ちょっと考えてもらいたいなと思っています。

それと最後です。先日、2月11日に私どもの施設、くりのみ園という入所施設ですが、早朝、利用者同士のトラブルで警察の方が入られました。早朝なのでどういう状況でそうなったかはわからないんですけども、職員は現場を見ていないですが、顔に引っかき傷があって腫れていたということです。看護師がすぐ早朝来て、救急車を呼びました。当日は休日だったので、関係の医療機関がお休みで、救急車を呼んだんですけども、救急車

を呼ぶということは、警察の方も来られるということなんです。当然警察の方が来られて、この状況の取調べ、夜勤の職員に調書を取り、結局、再発防止のためにどうするかと言われたときに、私は離れていて現場に到着できていなかったのですが、警察の方は「加害者である方の居室の内鍵を外したらどうですか」というのを言われたのです。そのことについて私の携帯に電話があり、「それは虐待になる、絶対承知したらいけない。その代わりに、夜の間は別のユニットのお部屋で寝てもらおうというような対応で話しなさい」というようなことを伝えました。

警察の方の認識というのはそのくらいの認識しかないということを改めて私びっくりしたので、やっぱりどこかで警察の方とこういう重い障がいのある方の施設で起こる状況については、情報のすり合わせが必要ではないかと感じました。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます、一通り皆さんにご発言いただいてから、残りの時間でまた意見交換したいと思いますので、引き続きお願いいたします。

○委員

はい、大阪府社会福祉協議会です。よろしくお願いたします。社会福祉協議会ではいろんなことをしているのですが、今日資料をお手元に2種類ご用意させていただきまして、福祉教育について少しご紹介をさせていただきたいと思います。

正直、今日のこのテーマの障がい者虐待に直接、すぐに結びつくというものではないのですが、少し長いスパンで将来こういうことに繋がればいなと、そういう想いを持ちながらしているというところで、聞いていただければと思います。

後ほど1事例だけ紹介させていただこうと思いますが、その前に社会福祉協議会でこういうことをしているということで申し上げますと、主に小中学校からの依頼に応じて、総合の時間などで福祉教育を行うということが多いです。府内41の市町村社会福祉協議会、それぞれ何らかの福祉教育をしていることはこのカラーの方の資料にありますので、またご覧いただければと思います。

福祉教育、学校からの依頼に基づいて行っているのですが、課題意識が少しありまして、例えば、「車椅子体験お願いします」とか「アイマスク体験お願いします」とかそういう依頼、画一的な内容が多いと、5年前も10年前も20年前も同じことをしている。そういうことが多いと、今日この会議の中でも何度かお話が出ていましたけども、子供たちに、「かわいそうだな」とか「自分はなりたくないな」みたいなところで、そこから突き抜けることがなかなか難しいということで課題意識としてあります。

社会福祉協議会の方で中身を工夫して、何かもっと理解が進むようにできないかなと業務研究会でしているところの報告書がこの2種類ということになります。工夫した内容を、41の社協で水平展開して高め合っていくと、そういう取組みを社協の方でしていると

いうところですが。カラーの方がコロナ禍前の取組みで、白黒の方はコロナ禍で、何ができるかというところについて取組んだものです。

6ページ目、7ページ目、茨木市の取組みですけれども、全部は紹介できないので、右の上の方に事業のプロセスというところの概要だけ申しますと、学校の先生から依頼があったクラスに、肢体不自由のお子さんがいらっしゃり、他の子供たちになかなか理解がしづらいところの理解を深めたいのだと、そういう課題意識を学校の先生の方から出していただきました。そこで理解を深め、この子とみんなが、どうやったら一緒に遊べるのか、そういうところのアプローチで、社協の職員だけじゃなくて、協働先ということ、いろんな障がいをお持ちの方、あるいは地域の方とか、そういう方々と一緒に取組んだところなんです。

具体的に何をやったかということ、みんなで車椅子に乗ってドッジボールやってみよう。当然なかなかうまくいかない、そこでどうやったらうまくいくのかというルールを子供たちに考えてもらって、そこで一緒に楽しく遊べるようになったと、このプロセスを通じて、障がいとは特別なことじゃないという理解が深まったことが成果にありました。

そういう取組みを社協がしているところですが、学校からの依頼に基づいてするものなので、茨木市の教育委員会に協力いただいて、校長会で紹介させていただいて、こういうふうに繋がったことですが、なかなか学校に入り込めないという課題があります。

今日は市町村の方もいらしていますので、ぜひ市の教育委員会とも連携しながら、社協でこういうことしている、今のこの画一的な内容じゃなくて、オーダーメイドで学校側の課題意識に基づいたやり方ができるようになっておりますので、またお見知りおきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

大阪労働局でございます。皆様がたには、労働局の施策の推進に日頃からご理解ご協力いただいておりますことをこの場をお借りしましてお礼申し上げます。

労働局では障害者虐待防止法の中で使用者による障がい者虐待の部分を担当しておりますけれども、令和2年度の使用者による障がい者虐待の状況についてご紹介させていただきたいと思います。全国の労働局に通報・届出のありました事業所数は1,277事業所で対象となった障がい者数は1,408人でありまして、通報内容では経済的虐待が43.9%で最も多く、次いで心理的虐待が38%を占めておりました。

そのうち労働局の調査によりまして虐待が認められましたのは401事業所498人で、虐待の内訳としましては、経済的虐待が約8割を占めていて、次いで心理的虐待が10.7%、身体的虐待が4.6%、放置等による虐待が2.7%、性的虐待が1.9%となっております。

これらの通報をもとに、労働局が行政指導や紛争解決の援助等を行いました件数は、虐待の有無の判定が困難であった事案も含めまして521件でありました。なお、そのうち、大阪労働局への通報届け出件数は124事業所で152人でありまして、全国の約1割を占め

ております。虐待が認められました件数は30事業所44人で、内訳は経済的虐待が31件、67.4%、心理的虐待が10件、21.7%、身体的虐待が3件、6.5%、性的虐待、放置等による虐待がそれぞれ1件、2.2%でありました。

このうち、行政指導等を行いました件数は107件で、これは全国の約2割を占めております。行政指導を行った件数が大阪で多いというのは日頃から先ほど、府の方からご紹介ありましたように、大阪府、各市町村と連携して取組みを進めているのでより多くの情報が入ってくるということも関わっているのかなと思っております。

今年度につきましては1月末現在で99件の通報・届出を受理しております、ペースとしては前年度とほぼ同水準となっております。なお、心理的虐待とか身体的虐待の通報の中には、いわゆるパワーハラスメント、職場の力関係が背景にあるものも見られるところでもありますけれども、今般、労働施策総合推進法の改正によりまして、今年の4月1日からは全ての事業所においてパワハラ防止対策として労働者に対する周知啓発や相談窓口を設置して、迅速かつ適切な対応をしていただく、また事案が起こった場合は必ず再発防止措置を行っていただくということが義務づけられることになっております。

今労働局では新たに義務付けられます中小企業や小規模事業所への周知徹底に努めておりまして、また違反に対しては厳正な指導等を行うこととしておりますので、ご参集の皆様にはぜひ周知等につきましてのご連携をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員

大阪弁護士会の方では、先ほど大阪府の方からのご報告ありましたけれども、社会福祉士会と協働して虐待対応の会議に出席をして、助言をさせていただいております。その助言をさせていただく中で、やはり養護者による虐待に関して言えば、法は、市町村もしくは都道府県の権限行使などを定めているのですけれども、その権限行使をして虐待を解消していくのが困難な事案というのが最近多く見受けられるように、もともとあったのだと思いますけれども、最近意識されるようになっていきます。

結局、分離保護をして、すぐに障がいのある人を虐待から救うというようなことができにくい。何らかの見守りを継続しなければいけない事案について、具体的にどんな助言を、社会福祉士さんと協働して、していかなければいけないのかについて、弁護士会の方では、更に検討しなければいけないと思っております。

他に施設内虐待に関して言えば、結局内部通報が虐待の発見の端緒、大きな端緒ですけれども、結局内部告発、つまり通報すると、その後の何らかの事業所などからのペナルティもしくは心理的な圧迫ということで通報ができにくい状況があります。通報者を保護すると法は定めているのですけれども、いくら通報者を保護するといったところで、なかなか通報者を保護するということは、事実確認をしていく以上難しいところがありまして、本当に通報者を保護するためにどういうことを法が定めなければいけないのか弁護士会の

方ではさらに検討しなければいけないと思っています。

虐待に直接結びつくものではありませんけれども、弁護士会の方では基幹相談支援センターや障がい者の相談支援事業所などの職員の方からのご相談に応じるという事業を、実行しておりまして、今7市と契約してやらせていただいております。その中には虐待というふうなところまでいかない、その本当に小さな芽のご相談もあったりしまして、そういう小さなところから虐待をなくしていくということについても、事業を通してやっていきたいと思っています。当事者からのご相談に関しては、従来弁護士会の方では出張相談、電話相談など実施をしておりますので、それをさらに進めていきたいと思っています。以上です。

○委員

島本町です。今日皆さんの意見を聞かせていただいて、いろいろとやっていかないといけないなと思いながら聞いていたのですが、本当に小規模で虐待の通報も年数件で、実際認定されるものもあるかないか、今年も認定件数0件なのなのですが、ただ先ほど委員がおっしゃっていたように、現場の事業所の方、日々、どのような状況の中で向き合っておられるかということが、我々行政の職員がどれだけ普通の雑談の中からなど、話が聞いているのかが大事なのかなと。島本町は少人数でいうところで、ただ小さい中の強みとしましては、やはり小回りがききますし、普段通報があってから、現場へ一緒になって私も行かしていただくというときもあります。本当に家に帰ったら腕にあざがついていて、ご家族から連絡があったと、ただ、それを聞いて、写真を見ただけであつたら、「これはひどいな」というところで終わってしまうのですが、現場で聞かせていただくと、自傷行為がすごいということと、あと壁に毎日のように頭をぶつけている、ヘッドギアをしていても頭がへこんでいるような状況というところを見させていただいたり、その中で、いかにその現場の状況、行く・行かないは別にして、拾い上げる力が担当には必要なのかなと。

府の取組みの中で、これからの市町村の虐待対応力の向上のところでも、いろんな研修をしていただいておりますので、研修をしつつ、また他機関、先ほど社会福祉協議会の取組みであるとか、コロナで顔を合わす機会が本当に減っていますが、逆にオンラインだけじゃなくて、やはり顔を合わせて話をしていかないと、伝わってこないな、こちらも伝えていけないなというのがありますので、本当に今日は参考にさせていただける貴重な会に参加させていただきありがとうございました。

島本町の人口3万人ちょっとですけど、おかげさまで開発が結構進み、人口は年々増加してまして、事業所も、令和元年度に基幹相談支援センター、大きな南山城学園が入ってこられて、既存の小規模の事業所と基幹相談があります。

元々自前で相談支援はやっていたのですが、今委託という形をとっているのですが、その委託させていただくにもいろいろ課題が。直営でやっているとそういう小回りが効く、直に話を聞いているので、情報は蓄積されていくのですが、人に任すという

ことは、しいて言えば楽なのですが、逆を言えば情報がなかなか正確に伝わってこないという部分もありますので、そうした連携をこれから密にしていきたいなと思っています。

ネットワークの構築もなかなか和泉市のようにはできていないのですが、また近隣の高槻市の虐待の通知カードとかも参考にさせていただいて、取組みを進めていきたいなと思います。ありがとうございました。

○委員

はい。松原市です。本日は各機関、また和泉市、高槻市からの事例と貴重な意見をいただきましてありがとうございます。本市につきましても、障がい者虐待防止ネットワークにつきましても、まだ構築というところできておりませんで、自立支援協議会の中の障がい者差別解消部会というのは、設置しているのですけれどもその中で、どのように体制整備していくかというところを、現在協議しているところでもあります。

他市とか、あと当事者団体等の意見等、思い等、なかなかこういう場所に出てくるのもなかなかコロナの状況で難しかったのですけれども、やはり顔の見える関係というのはやっぱり大事なということもありますので、ぜひいろいろ参考にしながら本市でも取組んでいきたいなと考えておるところです。

また、本市では令和3年度に府の取組みの実績報告にもありましたが、専門職派遣というのを活用させていただきました。虐待の終結時期や対応方策などに困難を感じた案件で、本市の虐待のネットワークとかもありませんで、基幹相談支援センター等で協議していたのですけれども、専門職の活用、専門職派遣を活用しようということをお願いしたところでした。

実際利用させていただいて、やはり現場の方からもやっぱり専門家の見解というのを確認できたことで、実際対応するにあたって、今後、対応に自信を持って臨むことができ、また合わせて虐待発生時の振り返りもできまして、判断、対応ポイント等が整理できまして、今後の虐待対応に活かしていけるというようなものになりました。市でも対応に苦労するようなケースとかがあれば、ぜひ今後とも活用していきたいなと思っていますところですので。以上です。

○委員

はい。今日は大阪府中小企業家同友会の障がい者部から代表で来させていただきました。私は西淀川区で地域密着事業をやっていて、元々新聞販売店から始まったのですが、新聞販売店を20年間やってきて、そこで障がい者雇用をずっと20年以上続けてきていたのと、あとやっぱり販売店というのは、朝が早いので、お客さんのところに集金とかで入って行きやすいってということで、すごくその家庭の事情というのが見え隠れするので

そこで私も社協と一緒に地域の方と連携して、その虐待の通報とかも年間5件ぐらいはしていたのです。あと孤独死対策ですとか、そういう取り組みをしていたことで、割とそういう福祉関係の人たちと繋がりが深くなって、5年ぐらい前に放課後等デイサービスで今は学童保育もやっているのですけども、そういう地域の子供たちの事業というのも今やらせていただいています。

私は今日、企業側から皆さんのお話を聞かせていただいたのですけども、これだけ資料がたくさんあると、ついていけないのです。資料の何とかのどこそこって言われても、もう気づいたときにその話が終わっているのです。僕は西淀川区でも社会福祉協議会と連携して、にしよどリンクという福祉と企業のマッチングの交流会は2ヶ月に1回開催していて、今コロナですとZoomでやっていますが、そこでもいろいろな福祉の方と一緒に次は何をこうしよう、ああしようというのですけど、僕は全部絞れというのです。もう本当にいろいろ課題はたくさんあるのですけども、その課題を絞ってでも、捨てるでも1つ、2つ、3つぐらいに僕はいつも絞らしているのです。でないとなかなかやっぱそこには突き刺さらないよっていうことをずっと言い続けてやっています。おかげさまでにしよどリンクというのが大阪市内24区ある中で、今そういう交流会が続いているというようなのが、中央区と西淀川区だけと聞いています。いろんな区からも見学に来ていただいています。2年前は西淀川区で気球を飛ばすイベントもやる予定でしたが、コロナで残念ながら中止させていただきました。そういうイベントをコロナ禍でできないですけど、どんどんやっていこうと。だから、誰もやってない新しいことを、西淀川区から発信していこうということをやっとやってくるのです。

今日、和泉市もプロジェクトチームで結構たくさん取組んでらっしゃいますが、これを絞った方がいいのになと思ったのです。あと、高槻市の取組みもやっぱりなかなか周知に繋がってないということですけども、こういうのはすごくいいことだと思っているのですけど、例えば、その連携先、参加メンバーに例えば商店会であるとか、新聞販売店、地域と連携を組んだら、もっともっといいのではないかなと思うのです。商店会なんかは普段お客さんが買い物に来るわけですから、地域の方がやっぱそこに目が留まるし、やっている商店とか新聞販売店とかでも、それを一緒に自分らが社会貢献しているのだという認識を持ったら、非常に協力してくれると思うのです。

あと企業との連携。やっぱりちょっと福祉と企業って水と油みたいな感じがあってなかなかとつきにくいのではないかなと思います。

けれども、一緒に連携してやりたい企業というのは必ずいますので、そういう方たちと繋がって、連携していったらもっとブラッシュアップできて、もっともっと可視化ができるのではないかなと思いました。以上です。

○委員

大阪府身体障害者福祉協会です。先ほどから皆様の貴重なご意見・お話を聞きして、

非常に安堵、喜んでいる次第でございますが、当会の性質上、各単位会が会員になっておりまして、個人、要するに会員の中の個人が当会の会員というわけではないので、直接に虐待とか差別とか、そういう問題の相談はございません。単位会から上がってきたことは、担当を市、福祉の方の窓口で相談して、適切に解決するように申し上げております。

それと当会の会員数も本当に申し訳ないぐらい、高齢化してお年寄りがほとんどになってきました。身体ということもありまして、自宅で生活されている、また就業していない方が非常に多くなってきておりまして、虐待ということが多分家庭内で起こっているのではないかなというような思いをしております。

でも、家庭内での虐待は我々の当然、直接の会員ではないので、上がってきませんので、各単位会でよくそういうことを見聞きして対応するよという話はしております。それと私達の会として、虐待とか差別、合理的配慮、これに関しても各パンフレットを入手したり、また自分のところで発行している機関誌、それ以外のものがあれば一緒に各会長には送付しております。各会長に送って、当然会員に周知するよよという事で申し上げますが、当会の方に相談が来るのが、この差別があったとか、こういう案件をどうするかよよという事で、話が上がってくるのですが、虐待に関しては直接ダイレクトには来ていないというのが当会の性質上の問題です。

今後もしろんなことを考えてやっていかないと、とは思っておりますが、皆さんの意見聞いて本当に参考にしたいと思っております。ありがとうございます。

○委員

失礼いたします。小学校長会です。どうぞよろしくお願いいいたします。私小学校の校長をさせていただいております、やはり学校の課題というのはいくつかあるのですけれども、やはりいじめ、長期欠席、不登校、それに並んで児童虐待というのが、やはりすごく取り沙汰されている。現在、本校にもやはり虐待傾向の児童、家庭内での虐待傾向の児童というのが何人かいますけれども、やはりその中で学校全体としてその子を見守るという体制が大切なと考えております。

普段と違う様子、例えば、あざがあるとか服が汚れているとか、元気がないとか、そういう形で児童に聞き取ることもできるのですけれども、こと障がいのある児童にとっては障がいによってはなかなか自分で表現できない部分もありますので、そのあたりもしっかりと学級の担任とか、支援学級の担任、その他の者たちとで、普段からのその子たちの様子を見ていくというところが大切かと思っております。

それにやはり、どこでも言われていますけれども、早期発見すること、それからやはり勇気を持って通告すること、そしてその後の子供たちのケアを含めまして、学校だけではなくてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、それから外部のいろんな諸機関と連携しながら、対応していくことが大切なよよということを考えております。

やはりそういった子供たち、親、保護者との連携もしっかりとしていくことよよ、

やはり子供たちが健やかに学校生活を送れるよう、今後ともしっかりと見守っていききたいと考えておりますので、まだいろんな関係諸機関へご協力の方よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○委員

大阪社会福祉士会です。会の活動としましては、先ほど大阪弁護士会からもご報告ありましたように、大阪弁護士会と連携しながら専門性強化ということで市町村の困難事例等のスーパーバイザーとして入らせていただいております。あと会員としましては、会員に対して権利擁護であったり、意思決定支援というような研修の方を定期的に行う中で、会員の知識であったり意識の確認というものを、常に行っております。

特にこの意思決定支援とついうところは当事者の声を聞くところから、僕らの支援が始まるという、声を大事にするっていうことをしっかりと私達、専門職は意識しないといけないのかなというふうに思って、研修の方を進めさせていただいております。

先日、天王寺区の自立支援協議会のほうに、このコロナ禍での福祉実践ということで、私住吉区の社会福祉法人で働いているのですが、コロナ禍どうしましたかっていうような事例報告に行かせていただいたのですが、そのときに「この状況の中で、もっとこうしてほしいとか、もっとこうあってほしいってことはわがままとってしまっとなかなか声に出せないんです」と当事者の方が言っていたのがものすごい印象に残っています。

「わがままじゃないんですよ、声を上げてもらえないと僕は聞こえないんです」という話をしてきたのですが、僕は健常者の意識って、やっぱり低いと思うんです。僕は交通バリアフリー法ができたときに、車椅子の当事者の方のヘルパーに入っていたのですが、その時に朝「最近どこ行っても車椅子トイレができて便利になりましたよね」と話をしたら、「最近どこ行ってもだいたいあるなど。でもトイレは絶対だぞ」と怒られたのです。当たり前話なのです。トイレがあるのは当たり前なのに、「できてよかったですね」みたいな、この仕事何年やっているのかというようなことを平気で口走ってしまうわけです。

やっぱりそういった意識をどう持ってもらおうか。声を聞くところから支援が始まるということは、やっぱりもっと発信していかないといけないのかなとっております。ただ、恥ずかしながら社会福祉士会の入会率が25%から30%なのです。もっといろんな方が入っていただけたら、もっとこういったことを研修を通じて発信できていけるのにとっております。

各市町村の福祉職の方々も、もしよろしければ、入ってない職員がいらっしやいましたら、ぜひぜひ入会の方を進めていただけたら、いろんな連携ができて質も上がっていくのかなと思いますので、よろしくお願ひ致します。

あと、悪い方向でちょっと伝わっていた様子にも感じるのですが、虐待の通報件数・

認定数、これはプラスに捉えてもいいのかなと、それだけ関心を持っている方が増えてきたという捉え方もできるのではないのかと。

無関心が一番怖いと思うのです。関心を持って通報してくれる、その人たちをちゃんと守っていく仕組み、その中で通報の中身というものをちゃんとフィードバックすることで、「ここはこういう理由であったんだ、ここはもっともっとしないといけないんだ」そういったことが、一般市民のモラルとして伝わっていくことが大事なんじゃないのかなと思っています。

なかなかコロナで、見えないものを理解できない知的障がいの方々が多いのです。自分が元気であるのだけでも陽性者だから、濃厚接触者だから作業所に行けないと言われても、わからないのです。どうしてもそこでバーストと暴れてしまう、癇癢を起こしてしまう。そこで「虐待が行われている」、まずその通報でいいと思うのです。でも、こういう理由なのですよということを、そこで知ってもらう中で、ちょっとずつ生きづらさっていうものを伝えていくきっかけになっていくのかなと思っています。

あと福祉教育の話がありましたけど、ものすごく大事だと思います。旭区の小学校で、電動車椅子の子供がどうやって長縄跳びに参加するかっていうものを、もう20年近く前にルール作りしたらしいです。子供と一緒にその子が卒業してもう20年近く経つだけでも、その小学校には「ナンチャンルール」と言って、もう全然「ナンチャン」という当時の当事者のことを知らない子供たちが、車椅子の子供がいたらこのルールを適用してやっているそうです。やっぱりそういった文化をつくっていくことが大事だと思いますし、子供たちが一緒に考える仕組みって大事なのかなとお話聞いていて思いました。ありがとうございました。

○委員

失礼します。大阪手をつなぐ育成会はメインに知的障がい者への情報収集、情報発信をしている会です。知的障がいが多分、虐待に遭うことが多いのではないかと想像しておりまして、なぜなら自分のやられている、置かれていることがよく理解できないからなのです。

それで私達の会は本人に向けて、どういうことが虐待に当たるかということを知りやすくワークショップをしたり、本人に理解啓発をしています。養護者に向けては、支部連絡会を通して、障がいのある人の権利であったり、制度であったりということを毎月発信している会です。

そんな中でもコロナで、なかなか対面で当事者とワークショップをするようなことがなくなっただけもあり、非常に困りごとが多くなっているというのが当事者です。目に見えないコロナウイルスで手洗いとかマスクをしないといけないことで、どうしてもできない人たちが、それでもやっぱりコンビニに行ったら、マスクをしないと入ってはいけませんとか、本当にこの2年間、非常にしんどい思いをして暮らしています。

大阪手をつなぐ育成会では、今社協の福祉教育と一緒に、社協職員だけで行くよりは、当事者の方が一緒に行ってくれた方がいいということで、当事者の方に声がかかったときには必ず行かせていただいて、知的障がいの特性理解を今、疑似体験のプログラムを全国的に、全国手をつなぐ育成会が権利擁護部会を通して発信しております、この大阪でも大会で予算を取っていた部分が、今コロナでできなくなった分をその疑似体験のDVDとして作っております。大阪市手をつなぐ育成会がメインになって作っているのですけれども、まもなく大阪府下の市町村、社会福祉協議会に向けて配布ができるように準備ができていると思いますので、ぜひ当事者含め知的障がい理解を地域の中、学校もちろん、学校は今後社会を担っていく人たちが知的障がい理解をしてくれる、障がい理解をすることで、本当に社会の基礎的環境整備といえますか、「助けてもらうところの障がいがある人＝障がい」なのではなくて、「困りごと＝障がい」だというような理解をどんどん教育の中でしていただけるのではないかと考えています。なので、ぜひ、もし届かなかったら大阪手をつなぐ育成会に届きませんよって言っていただいても大丈夫かと思えます。配るといことは決まっておりますので、皆さんご活用ください。以上です。

○委員

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会です。大家連での取組みに関しましては、大家連と申しますのは、「みんなねっと」という全国のところに各都道府県から地域の家族会が加入しております、団体でいろんなことを考えてやっていこうという組織になっております。

去年の12月11日にみんなねっと、近畿ブロック家族の集いの講演がありまして、コロナ禍でもありまして、オンラインの開催になりました。テーマは「考えよう、新たな精神保健医療福祉～大和川病院事件、神出病院事件を検証する～」でございまして、大和川事件は、もう遡って29年経ち、現在も神戸市の神出病院での事件も起こり、それから、4年前の相模原事件とか、ご承知のようにいろんな虐待が皆さんの目に触れるようなことになってきて、それは良い結果でもありますが、私達は家族ですが、なかなか家族でさえ知らないことが多いので、こういういろんな会議に出席させていただいて、勉強させていただいて、大家連としてもどういうふうにやっていったらいいかを考えていきたいと思っております。皆さんの意見がすごい参考になりましてありがとうございます。

○委員

大阪府警本部生活安全総務課です。本日までご参加の皆様におかれましては平素より、警察行政全般にわたりまして、ご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。この場をお借りしましてお礼申し上げます。それでは大阪府警で対応しております障がい者虐待事案の現状と取組みについて説明させていただきます。まず現状について、令和3年中の大阪府下の障がい者虐待事案の対応

件数ですが、警察では年でとっております。統計の方、年でとっておりますが、一昨年、この1,351件から若干の減少となっております。まだちょっと確定値の方が出ておりませんので、この場でのご公表の方は控えさせていただきますが、減少となっております。障害者虐待防止法が施行されました平成24年以降、毎年右肩上がりの増加でしたが、昨年初めて減少に転じております。

続きまして取り組みですが、警察では障がい者虐待事案の対応に際しまして、何よりも初動対応、これが最も重要と考えており、警察本部に初動支援班というのを設置しまして、警察署員と本部員とが連携を密にしまして、府下警察署をここで取扱います障がい者虐待事案の全件報告を求めるようにしております。

そして必要な指導、必要な支援等々を行っており、加害者の検挙、合わせて被害者の保護対策ということで当たっております。大阪府警としましては、障がい者虐待事案の対応にあたりまして、自治体や関係機関方と警察、緊密な連携が必要と思っております。先ほども貴重な意見も頂戴しておるところでございます。今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。それぞれの委員からご報告いただきありがとうございました。時間があまりなくて大変申し訳なかったのですが、既に予定の時間が過ぎておりますので、情報交換はまたこれにて。

何かありましたら事務局の方におっしゃっていただければと思います。はい。それでは、議題につきましては終了いたしましたので、議事を事務局にお返しいたします。

○事務局

はい。委員の皆様におかれましては長時間にわたり熱心なご議論と貴重なご意見を賜り厚く御礼申し上げます。時間の超過がありましたことをお詫び申し上げます。それではこれをもちまして、令和3年度大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。